

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

当会では女性活躍推進法による一般事業主行動計画で、職員の皆様のリフレッシュを目的として「3日間以上連続有給休暇取得」を推進しております。

平成30年度、上期が終了いたしましたので、上期の3日間連続有給休暇取得状況につきましてご報告いたします。

※3日間連続有給休暇として、退職時の有給休暇消化・入院や体調不良・不
幸ごと等については除いております。

平成30年度「連続3日間以上連続有給休暇」取得者は自己啓発・旅行等で**15名**の取得者がございました。平成29年度上期では21名、下期で31名となっておりました。今年度は、年間休日をこれまでの108日から115日と7日間増やしておりますので、多少なりともゆとりができていますのかなとも思っております。

下期にも3日間連続休暇を取得してリフレッシュし、働きやすい環境づくりをしていきましょう。